

品川区現場代理人の他の工事との兼任に関する運用基準

制定 平成 27 年 7 月 28 日 部長決定

改正 平成 28 年 4 月 11 日 部長決定

改正 令和 4 年 12 月 26 日 部長決定

改正 令和 6 年 12 月 19 日 部長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、品川区工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 10 条第 4 項に規定する現場代理人を兼任することができる場合についての必要な事項を定めるものとする。

(兼任することができる工事)

第 2 条 次の各号の全てに該当する場合は、合計で 2 件まで現場代理人を兼任することができるものとする。

- (1) いずれも、品川区が発注した工事であること。
- (2) いずれも、工事現場が品川区内であること。
- (3) いずれも、契約金額 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満の工事であること。

(兼任を認める条件)

第 3 条 前条に規定する工事において、次の各号全ての条件を満たす場合に現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 請負者が品川区内に本・支店を有する者であること。
- (2) 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (3) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。ただし、契約約款第 10 条第 3 項により常駐を要しないと認められた期間は除くものとする。
- (4) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること。
- (5) 安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼任を認めない場合)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合には兼任を認めないものとする。

- (1) 第 3 条に規定する兼任を認める条件全てを満たしていない場合。
- (2) 第 5 条に規定する「現場代理人兼任届」の提出がない場合。
- (3) 前年度または当該年度における工事成績評価に 60 点未満の評価がある

場合。

- (4) 発注者または発注部署の所属長が、工事内容や工事の時期、工事現場の状況、安全管理上の理由などから兼任を認めることが適当でないと判断した場合。

(兼任に関する手続き)

第5条 現場代理人の兼任を希望する請負者は、兼任が発生する工事の契約時に「現場代理人兼任届」を工事発注部署に提出しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第6条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第2条第3号に定める契約金額以上になった場合についても、引き続き現場代理人を兼任することができるものとする。

(兼任することができる工事の特例)

第7条 単価契約の工事は、第2条に規定する件数に含まないものとする。

付 則

この基準は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

この基準は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

この基準は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

この基準は、令和7年1月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。